平成２２年（フ）第６３１５号
大阪府大東市野崎１丁目12番26号コスモハイツ101号
債務者　酒井　長三
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１１５号
岡山県勝田郡勝央町黒土146番地51
債務者　輪田　京子
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月21日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２２年（フ）第２０３１号
横浜市金沢区乙舳町10番53号
債務者　小林　由季（旧姓田邉）
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２２８９号
横浜市港北区新横浜２丁目18番地15　第９セキビル612
債務者　前田　伸二
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２３２９号
横浜市保土ケ谷区川島町1404番地　くぬぎ台団地２―10棟203号
債務者　六車利加子
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月20日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２３５１号
横浜市港北区篠原西町15番38号　白楽ヒルズ107
債務者　村上　政彦
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２３５３号
神奈川県茅ヶ崎市浜之郷823番地１　フォーラム栄Ｂ―102
債務者　菅野　清子（旧姓角井）
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２３５９号
横浜市泉区新橋町1448番地
債務者　高見美津枝
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２３６７号
横浜市磯子区森５丁目９番33号
債務者　野田　孝司
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２３６８号
横浜市中区石川町２―64　プラザセレス石川Ⅰ―606号、住民票上の住所横浜市中区石川町１丁目51番地１　マイセレス石川Ⅰ202号室
債務者　古川　智子
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２７９号
北海道深川市多度志2166番地
債務者　木村　理恵
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月27日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３１５号
北海道旭川市東光10条２丁目５番６号
債務者　杉森　孝幸
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月27日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３１６号
北海道旭川市東光２条６丁目１番２号
債務者　山西　由香（旧姓長尾）
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月10日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３２０号
北海道旭川市末広２条７丁目４番14号
債務者　徳井　典康
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月27日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３２１号
北海道旭川市末広２条７丁目４番14号
債務者　徳井　文乃（旧姓堀）
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月27日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部